

講習名	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育
-----	------------------------

受講申込書

コンピューター入力のため、太線枠内のみ、もれのないよう正確にご記入願います。

申 込 日		年 月 日	受 講 区 分 (○で囲む)				※ 受講番号			
受 講 希 望 日		月 日 から実施分	①	②	③	④				
受 講 者	ふ り が な							※ 事務局確認欄		
	氏 名	Ⓜ								
	生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日	生 満 才 男 ・ 女				
	現 住 所	〒								
所 属	連 絡 先 電 話							受 付 日	月 日	
	名 称							入 金 額	円	
	所 在 地	〒						入 金 方 法	現金 ・ 書留 ・ 銀振	
	電 話 ・ F A X	電話:				FAX:			テ キ ス ト	当日渡 ・ 渡 済
	会 員 ・ 非 会 員 の 区 分	会 員 (事業場が当協会の年会費をご負担いただいている場合) ・ 非 会 員 (未加入の場合)						不 足 書 類		
	申 込 担 当 者 名	(部署)				(担当者名)			領 収 書 送 付 日	
	事 業 者 証 明	<p>※受講区分①②で受講の方は、欄外の注意事項4に留意のうえ、必ずこの「事業者証明」欄に事業者の証明を受けて下さい。 受講区分③で受講の方は、欄外の③に修了証⑤を貼付して下さい。</p> <p>上記の者は、平成31年2月1日時点において高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所で、①【フルハーネス型】 ②【胴ベルト型】 を用いて行う作業に6ヶ月以上従事していたことを証明します。【①②の安全帯のどちらかに○印をお付け下さい】</p> <p>所 在 地 事 業 場 名 事 業 者 職 名 ・ 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>						備 考		
受講料の納入状況	月 日 に		1. 銀行振込み		で _____ 円納入予定					
				2. 現金払い						

本人確認書類 ・ ③ ロープ高所作業特別教育 修了証⑤ 貼付欄 足場の組立て等特別教育

※ 必ず、本人確認書類(自動車運転免許証(表裏)、健康保険証(表裏)、住民票、在留カード、学生証等)の写しを貼付してください。《 住民票の場合は裏面に貼付 》

(注意事項)

- 講習の受付期間内に必ず受講料・テキスト代を払い込み下さい。詳細は「講習案内」をご覧ください。
- 受付期間内でも定員になり次第締め切らせていただきます。
- 受付完了後、領収証兼受講票をお送りします。講習1週間前になっても届かない場合は、ご連絡下さい。
- 事業者証明は、社長、工場長、営業所長等事業場を代表される方の職名・氏名でご証明下さい。
(証明印は、会社の角印ではなく代表者印をお願いします。)

(個人情報の取り扱いについて)

当協会へ提供された個人情報は、労働安全衛生法等の法規に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行なうものです。個人情報保護法により目的以外に使用すること、第三者への提供等は一切禁止されており、個人情報の厳格な管理に努めております。

2019年10月以降開催分の時間割

受講区分表（受講科目省略一覧表）

※は「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第41号 安全衛生特別教育規程第24条		条 件			
		※の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	※の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	ロープ高所作業特別教育受講者または足場の組立て等特別教育受講者	左記の条件以外の者（免除なし）
受講区分		①	②	③	④
科 目	I 関係法令 8:30～9:00（0.5時間）	○	○	○	○
	II 労働災害の防止に関する知識 9:00～10:00（1時間）	○	○	省略	○
	III 墜落制止用器具に関する知識 10:10～12:20（2時間）	省略	○	○	○
	IV 作業に関する知識 13:05～14:05（1時間）	省略	省略	○	○
	V 墜落制止用器具の使用方法等 14:15～15:45（1.5時間）	省略	○	○	○
受講時間		1時間 30分	5時間	5時間	6時間
受講料＋テキスト代（990円） （いずれも消費税を含む）		会 員	4,290円	7,590円	
		非会員	6,490円	9,790円	

○印のある科目を受講して下さい。

①②の科目免除を受ける方は、受講申込書に事業者証明を受けて下さい。

③の科目免除を受ける方は、修了証④を添付して下さい。

（足場の組立て等作業主任者は、科目の省略の対象にはなりません）